

総 行 住 第 14 号
令和 7 年 1 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳法施行令の一部改正について（通知）

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 17 号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

改正令は、現行の旧氏に加え、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とするほか、所要の規定の整備を行うこととしたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の一部改正

現行の旧氏に加え、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とし、住民票への記載の請求等について、所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第 30 条の 13 及び第 30 条の 14 関係）

第 2 施行期日等に関する事項

- 1 この政令は、令和 7 年 5 月 26 日から施行するものとする。こと。（附則第 1 条関係）
- 2 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者は、施行日から 1 年以内に限り、住所地市町村長に対し、旧氏の振り仮名に係る記載を請求することができる。こととする。こと及び請求しようとする旧氏に係る戸籍に氏の振り仮名の記載がされていない者等について所要の経過措置を規定するものとする。こと。（附則第 2 条等関係）
- 3 住所地市町村長は、施行日後遅滞なく、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対し、その者の住民票への記載をしようとする当該旧氏の振り仮名を通知するものとする。こと。また、施行日から 1 年が経過した日に、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者のうち第 2 の 2 の請求がなかった者について、住所地市町村長が通知した旧氏の振り仮名を職権記載するものとする。こと。（附則第 3 条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。